

京都市都市緑化推進功労者表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第3条に基づき、住宅、事業所及び公共公益施設等で緑化の推進等、緑のまちづくりに尽力し、その業績が特に顕著であると認められる民間の団体又は個人（以下「団体等」という。）に対して京都市都市緑化推進功労者表彰（以下「表彰」という。）を行うに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な実績があり、その活動が市民の模範となり、推奨できる団体等とする。

- (1) 花や緑で工夫を凝らし、人々に潤いと安らぎを与えている住宅や事業所等、民有地緑化を推進している団体等
- (2) 駅、公園、道路等公共公益施設で緑化活動をしている団体等
- (3) 京都市の緑化施策及び緑化推進等において協力している団体等

(表彰の基準)

第3条 表彰の対象となる基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する団体等であり、その活動を3年（個人にあつては5年）以上行っていること。
- (2) 活動の内容が特に優れ、緑化推進の模範となっている場合は、前号の規定に関わらずこれを表彰することができる。

(表彰の内容)

第4条 表彰は、市長が被表彰者に感謝状等を贈呈することにより行う。

なお、表彰に当たっては、その内容を公表する。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、都市緑化月間（毎年10月1日から10月31日まで）に行う。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(関係要綱の一部改正)

- 2 京都市公園愛護団体等表彰実施要綱の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「並びに都市緑化」を削る。